

相談員等に関する細則

(平 26 細則 670・改称)

17 首都大総総第 1149 号
制定 平成 18 年 1 月 1 日

(目的)

第 1 条 この細則は、東京都公立大学法人におけるハラスメント防止のための基本方針及び東京都公立大学法人ハラスメント防止委員会規程（平成 17 年度法人規程第 2 号）第 8 条に基づき、東京都公立大学法人におけるハラスメント相談員（以下「相談員」という。）及びハラスメント相談員アドバイザー（以下「相談員アドバイザー」という。）に関する事項を定めるものとする。

(平 26 細則 670・平 27 細則 685・平 31 細則 1376・6 東公法総総第 1701 号・一部改正)

(相談員)

第 2 条 相談員は次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 東京都立大学の各学部長が選任する教員 各 1 名
- (2) 東京都立産業技術大学院大学産業技術研究科長が選任する教員 1 名
- (3) 東京都立大学法学政治学研究科法曹養成専攻長が選任する教員 1 名
- (4) 東京都立産業技術高等専門学校副校長が各キャンパスに選任する教員 各 1 名
- (5) 各キャンパスの管理部長が選任する事務職員 原則として男女各 1 名

2 東京都公立大学法人ハラスメント防止委員会（以下「防止委員会」という。）委員及び分会委員並びにキャンパス部会委員は、相談員を兼ねることができない。

3 学内相談窓口の相談員の氏名及び学内連絡先並びに外部相談機関の連絡先等は、毎年度の初めに公表するとともに、常時その周知に努めるものとする。

(平 17 細則 1638・平 21 細則 170・29 公大首総人第 786 号・平 31 細則 1376・6 東公法総総第 1701 号・一部改正)

(任務等)

第 3 条 相談員の任務は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 東京都公立大学法人が設置する組織に所属する全ての教職員、特別研究員、学生及び関係者（法人の業務委託を請け負っている者、人材派遣として派遣されている者等法人で勤務する者を含む。以下「構成員等」という。）のセクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント及びパワー・ハラスメントに関する相談に応じること。
- (2) 前号の相談状況について、分会に報告すること。

2 分会は、前項第 2 号に基づきなされた報告について、防止委員会に報告するものとする。

(平 21 細則 170・平 27 細則 685・一部改正)

(任期)

第 4 条 相談員の任期は、次の各号に掲げる期間とする。

- (1) 第 2 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 3 号及び第 4 号に規定する相談員は、任期 2 年とし、再任は 1 回までとする。

- (2) 第2条第1項第5号に規定する相談員の任期は、各キャンパスの管理部長が定める。
- 2 相談員に欠員が生じたときは補充するものとし、その任期は前任者の残任期間とする。
(平17細則1638・平21細則170・一部改正)

(研修)

第5条 相談員はその任務を遂行する上で必要な研修を受けなければならない。

(相談員アドバイザー)

第6条 分会が相談員アドバイザーを置くときは、学外の心理学・精神医学等の専門家をもって充てる。

- 2 相談員アドバイザーは、相談員が受けたセクシュアル・ハラスメント及びアカデミック・ハラスメントに関する相談の対応に対し、助言する。また、相談員に準じて、構成員等からのハラスメントに関する相談に対応することができる。
- 3 相談員アドバイザーは、前項の助言の状況について、分会に報告するものとする。
(平26細則670・6東公法総第1701号・一部改正)

(相談員等の義務)

第7条 相談員及び相談員アドバイザーは、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

- 2 相談員及び相談員アドバイザーは、当事者の名誉及びプライバシーなどの人格権を侵害することのないよう慎重に行動しなければならない。
(平26細則670・旧第6条繰下・一部改正)

第8条 この細則に定めるもののほか、相談員等に関し必要な事項は、防止委員会委員長が定めるものとする。

(平26細則670・旧第7条繰下・一部改正)

附 則 (17 首都大総総第 1149 号)

改正 平成 21 年 7 月 15 日 21 公大首総人第 170 号

- 1 この細則は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 削除

(平 21 細則 170・削除)

附 則 (平成 18 年 3 月 31 日 17 首都大総総第 1638 号)

この細則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 21 年 7 月 15 日 21 公大首総人第 170 号)

この細則は、平成 21 年 8 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 27 年 3 月 31 日 26 公大首総人第 670 号)

この細則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 3 月 29 日 27 公大首総人第 685 号)

この細則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 30 年 3 月 6 日 29 公大首総人第 786 号)

この細則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 2 年 3 月 31 日 31 公大首総総第 1376 号)

この細則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月31日6東公法総総第1701号）

この細則は、令和7年4月1日から施行する。